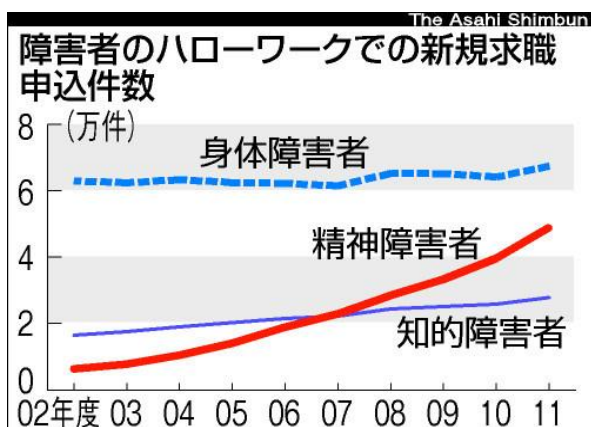


国は精神障害者を雇用義務（障害者雇用促進法第 1 条）の対象から除外してきました。精神障害者の雇用問題について最近の情報を連載します。

精神障害者の雇用義務化へ 厚労省方針

6月28日朝日新聞報道



障害者のハローワークでの新規求職申込件数

厚生労働省は、新たに精神障害者の採用を企業に義務づける方針を固めた。身体障害者に加え、知的障害者の雇用を義務化した 1997 年以降の対象拡大になる。障害者の社会進出をさらに促す狙いだ。企業に達成が義務づけられている障害者雇用率は上がることになりそうだ。

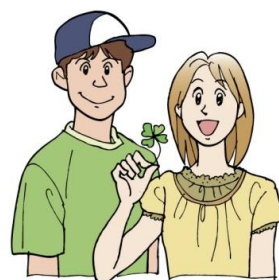
専門家による研究会で、近く報告書をまとめ労働政策審議会で議論し、来年にも障害者雇用促進法の改正案を通常国会に提出する。企業だけでなく、国や地方公共団体などにも義務づける。

障害者雇用促進法は企業などに、全従業員にしめる障害者の割合を国が定める障害者雇用率以上にするよう義務づけている。障害者の範囲は身体、知的に限られていたが、そううつ病や統合失調症などの精神障害者を加える。障害者雇用率は、働いたり、働く意思があったりする障害者の全労働者にしめる割合と同程度になるよう計算して定められている。現在、1.8%で、来年 4 月から 2.0%になることがすでに決まっている。対象拡大で、この計算にも新たに精神障害者が加わるため、率は上がりそうだ。

働いたり、働く意思があったりする精神障害者の人数の正確な統計は今のところない。ただ、「ハローワークを通じて仕事を探す精神障害者」の推移をみると年々増えており、2011 年度は約 4 万 8 千人。この数字で単純計算すると、雇用率は少なくとも 2.2%になる。

精神障害者の定義は、精神障害者保健福祉手帳を持つ人とする案が有力だ。手帳は 10 年度で 59 万人に交付されている。精神障害者の雇用義務づけは、働く障害者の増加にともない、障害者団体からの要望も強まっていた。

〈障害者雇用率〉義務づけの対象は従業員 56 人以上の企業（来年 4 月からは 50 人以上）。達成できないと、従業員 201 人以上の企業の場合は、不足する 1 人につき月 5 万円を国に納付しなければならない。昨年 6 月時点では、対象の約 7 万 5 千社のうち、達成企業は 45.3%。率は法律で少なくとも 5 年に 1 回、見直すことになっている。



**差別禁止法の早期制定を求める意見書
愛知県議会12月20日全会一致で採択！**

全会派15名の県会議員が発議者として名を連ねて下さいました♪